

岐阜市地域福祉見守り・助け合い体制づくり支援事業（補助制度）のご案内

地域社会の急速な高齢化とともに、お年寄りのひとり暮らしや、夫婦のみの小規模な世帯が増加していることから、高齢者や障がい者など支援を必要とする方の暮らしを、家族だけでなく、地域全体で支えていく体制づくりの必要性がますます高まっています。

こうしたことから岐阜市では、「手をつなごう 誰もが安心していきいきと心豊かに暮らせる市民が主役のまちづくり」を基本理念とした岐阜市地域福祉推進計画を平成27年度より開始し、この計画の重点施策として、地域に暮らす住民同士の助け合い体制づくりを支援するための補助事業を実施します。

この事業は、市内の社会福祉協議会支部等の地域団体やNPO等が取り組む先駆的かつモデル的な助け合い活動に対して、岐阜県及び岐阜市社会福祉協議会と協調して補助するものです。

補助の対象となる活動例

高齢者や障がい者などの支援を必要とする人に対する

- ・ゴミ出し
- ・買い物代行
- ・家具の移動
- ・庭の清掃（草取り、剪定） などの生活支援サービス



※介護保険制度等の法的な位置付けのある活動は、当該補助の対象外とします。

※補助金交付年度内において20名以上の利用者を見込める活動を対象とします。

※既存の活動の拡充を図ろうとする活動も対象としますが、応募多数の場合には、新たに活動を開始する案件を優先して採択します。

補助額

- ・補助対象経費 上限 100万円
※助け合い活動をスタートさせるために必要な備品購入費、活動広報用のチラシ作成費、活動立ち上げ勉強会の開催経費などを対象として補助します。
- ※この補助制度を利用することができるのは1団体につき1回限りです。

採択件数（H28補助件数）

- ・4件程度
※選考により決定し、結果は6月下旬頃にお知らせします。

事業実施協議書提出期限

- ・平成28年5月16日（月）まで



提出先窓口（お問合せ先）

- ・岐阜市福祉部福祉政策課政策係 (058)265-3891（直通）
- ・岐阜市社会福祉協議会地域福祉推進グループ (058)255-5511
※申請手続き等は上記のどちらかでお願ひします。